

---

過去 10 年の開示答案分析結果  
からみる, 2019 記述式対策

---

## 【講師オリジナル問題】

解 説

司 法 書 士

小玉 真義 専任講師

# 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



**第 0 問** 司法書士法務太郎は、平成 31 年 6 月 1 日に事務所を訪れたアフリカ商事株式会社の代表取締役から、別紙 1 から別紙 4 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 8 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、アフリカ商事株式会社の代表取締役から、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務太郎は、同年 7 月 10 日に事務所を訪れたアフリカ商事株式会社の代表取締役から、別紙 5 から別紙 7 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 9 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、アフリカ商事株式会社の代表取締役から、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年 6 月 1 日及び同年 7 月 10 日に、それぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問 1 から問 3 までに答えなさい。

問 1 平成 31 年 6 月 1 日に申請をした登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由及び登記すべき事項を第 0 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。

問 2 平成 31 年 7 月 10 日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数を第 0 問答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。

問 3 アフリカ商事株式会社の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 0 問答案用紙の第 3 欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 アフリカ商事株式会社においては、明記されている場合を除いて、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(中略)、(省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押

印がされているものとする。

- 4 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかでない場合であっても、援用しないものとする。
- 5 平成 30 年 6 月 27 日に定時株主総会及び取締役会が開催され、当該株主総会及び取締役会終了時点で必要となる登記は、平成 30 年 7 月 1 日に登記されているものとする。
- 6 被選任者の就任承諾は、選任された日に適法に得られているものとする。
- 7 各別紙又は聴取記録に記載されたものを除き、種類株主総会の決議はなされていないものとする。
- 8 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に「なし」と記載する。
- 9 東京都中央区は東京法務局、東京都新宿区は東京法務局新宿出張所の管轄である。
- 10 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 11 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 12 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

## 別紙 1

【平成 31 年 6 月 1 日現在のアフリカ商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	アフリカ商事株式会社	
本店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
発行可能株式総数	1 万 6000 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000 株 各種の株式の数 A 種類株式 3000 株 B 種類株式 1000 株	
資本金の額	金 3 億円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	A 種類株式 1 万株 B 種類株式 6000 株 1 剰余金の配当 剰余金については、B 種類株式を有する株主に対し、A 種類株式を有する株主に先立ち、1 株につき 1000 円を支払う。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 27 日就任
	取締役 B	平成 29 年 6 月 27 日就任
	取締役 C	平成 29 年 6 月 27 日就任
	取締役 D	平成 29 年 6 月 27 日就任
	東京都中央区中央三丁目 3 番 3 号 代表取締役 B	平成 30 年 6 月 27 日就任
	監査役 E	平成 27 年 6 月 27 日就任
	会計監査人 F 監査法人	平成 30 年 6 月 27 日就任

別紙 2

平成 30 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の議事概要

(一中略—)

第 1 号 計算書類 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで) 承認の件  
(承認—記載省略)

第 2 号 定款一部変更の件

議長は、定款を次のとおり変更することの賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

現行定款	変更案
(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>B 種類株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 号 定款一部変更の件

議長は、定款を下記の新旧対照表のとおり改める理由を説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

現行定款	変更案
(機関) 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役	(機関) 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 <u>会計監査人</u>

第 4 号 会計監査人の選任の件

議長は、新たに会計監査人を選任する必要がある旨を述べ、次の者を会計監査人を選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

会計監査人 F 監査法人

(一以下、省略一)

別紙 3

平成 30 年 6 月 27 日開催の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定

議長は、代表取締役を選定したい旨を述べたところ、議場より B の選定を望む旨の発言があり、その選定の可否について諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

東京都中央区中央三丁目 3 番 3 号

代表取締役 B

(一以下、省略一)



## 別紙 4

## 平成 31 年 5 月 15 日開催の臨時株主総会の議事概要

出席株主の状況	議決権を有する株主全員出席
出席役員	役員全員出席

## 第 1 号議案 定款の一部変更の件

議長は、下記の通り、当会社の定款第 18 条第 1 項の剰余金に関する定めを廃止し、新たに B 種類株主総会の決議を要する事項を加え、A 種類株式及び B 種類株式の内容を変更する必要がある旨を述べ、その理由を詳細に説明し、その賛否について議場に諮ったところ、A 種類株式を有する株主 5 名（総株式数 2700 株）及び B 種類株式を有する株主 2 名（総株式数 800 株）の賛成をもってこれを承認可決した。

## 記

現行定款	変更案
(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容) 第 18 条 1 剰余金に関する定め <u>剰余金については、B 種類株式を有する株主に対し、A 種類株式を有する株主に先立ち、1 株につき 1000 円を支払う。</u>  (その他記載は省略)	(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容) 第 18 条 1 <u>B 種類株主総会の決議を要する事項</u> <u>監査役の選任又は解任については、株主総会の決議のほか、B 種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。</u>  1 <u>B 種類株主は、いつでも、当社に対し、B 種類株式の取得を請求することができる。当社は、当該 B 種類株式 1 株の請求に対して、当社の A 種類株式 1 株を交付する。</u>  1 <u>A 種類株式については、当社が別に定める日に、当社が取得することができる。この場合には、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに、金 13 万円を交付する。</u>  附則 定款変更は、平成 31 年 5 月 28 日に効力を生ずるものとする。 (その他記載は省略)

第 2 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役Dについて、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを承認可決した。

(一以下、省略一)

別紙5

平成31年6月27日開催の定時株主総会の議事概要

出席株主の状況	議決権を有する株主全員出席
出席役員	役員全員出席

第1号 計算書類（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）承認の件  
（承認—記載省略）

第2号 役員を選任の件

議長は、新たに役員を選任する必要がある旨を述べ、次の者を役員に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

取締役 B，取締役 G，取締役 H

監査役 I

（—以下，省略—）

別紙 6

平成 31 年 6 月 27 日開催の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べたところ、議場より G の選定を望む旨の発言があり、その選定の可否について諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

東京都中央区中央四丁目 4 番 4 号

代表取締役 G

(一以下、省略一)

## 別紙 7

## 平成 31 年 7 月 5 日開催の臨時株主総会の議事概要

出席株主の状況	議決権を有する株主全員出席
出席役員	役員全員出席

## 第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、定款を次のとおり変更することの賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

## 記

現行定款	変更案
(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>B 種類株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	(株式の譲渡制限) 第 7 条 当社の <u>株式</u> を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(以下省略)

別紙 8

司法書士の聴取記録（平成 31 年 6 月 1 日現在）

1 アフリカ商事株式会社は、平成 30 年 6 月 27 日の午後 3 時から午後 4 時までの間において、定時株主総会を開催した。株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙 2 に記載のとおりである。

株式の譲渡制限に関する規定の変更については、所要の手続が適法になされている。

F 監査法人の主たる事務所の所在場所は、東京都新宿区高田馬場四丁目 4 番 4 号である。

2 平成 30 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。

3 アフリカ商事株式会社は、平成 31 年 5 月 15 日の午後 1 時から午後 3 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の概要は、別紙 4 記載のとおりである。

第 1 号議案の決議における、種類株式の内容の変更は、A 種類株式を有する種類株主及び B 種類株式を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがある。同日、A 種類株主及び B 種類株主による種類株主総会において、種類株式の内容の変更について、議決権を有する株主全員出席のもと、それぞれの議案につき、議決権の 3 分の 2 の賛成をもって承認した。

4 アフリカ商事株式会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

## 別紙 9

## 司法書士の聴取記録（平成 31 年 7 月 10 日現在）

1 アフリカ商事株式会社は、平成 31 年 6 月 27 日の午後 1 時から午後 3 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の概要は、別紙 5 に記載のとおりである。

G は、現在の年齢が 18 歳の未成年者である。これに関して、G の法定代理人より、取締役及び代表取締役の就任についての同意書が提出されている。なお、G は、取締役及び代表取締役の就任承諾につき、それぞれ 1 通の就任承諾書を提出している。

H は、刑法上の傷害罪を犯し、懲役に処せられたが、現在、執行猶予中である。なお、H の住所は東京都中央区 5 丁目 5 番 5 号である。

会計監査人について別段の決議はなされていない。

決議のうちその効力発生に種類株主総会の決議を要するものについては、その決議と同日に種類株主総会の決議が適法に行われている。

2 平成 31 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙 6 に記載のとおりである。当該取締役会の議事録には、B の登記所届出印による押印がされている。

3 アフリカ商事株式会社は、平成 31 年 7 月 5 日の午後 1 時から午後 3 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の概要は、別紙 7 に記載のとおりである。なお、当該株主総会の開始の前に、A 種類株式につき譲渡制限に関する規定を設定することについて、A 種類株主総会が開かれ、満場一致をもって承認可決した。

4 アフリカ商事株式会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。





【MEMO】

第 0 問【解答例】※26 点満点

第 1 欄

【登記の事由】(減点限度枠…1 点)

**発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更**

【登記すべき事項】(減点限度枠…3 点)

**平成 31 年 5 月 28 日変更**

**発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容**

**A 種類株式 1 万株**

**B 種類株式 6000 株**

**1 監査役の選任又は解任については、株主総会の決議のほかに B 種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。**

**1 B 種類株主は、いつでも、当会社に対し、B 種類株式の取得を請求することができる。当会社は、当該 B 種類株式 1 株の請求に対して、当会社の A 種類株式 1 株を交付する。**

第 2 欄

【登記の事由】(減点限度枠…1 点)

**取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更**

【登記すべき事項】(減点限度枠…11 点)

**平成 31 年 6 月 27 日重任**

**会計監査人 F 監査法人**

**平成 31 年 6 月 27 日就任**

**取締役 B、取締役 G、取締役 H**

**東京都中央区中央四丁目 4 番 4 号**

**代表取締役 G**

**監査役 I**

**平成 30 年 6 月 27 日退任**

**取締役 A、取締役 B、取締役 C、取締役 D**

**監査役 E**

**平成 31 年 6 月 27 日退任**

**代表取締役 B**

【添付書面の名称及び通数】 (減点限度枠…4 点)

委任状	1 通
株主総会議事録	2 通
B 種類株式の種類株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数を証する書面 (株主リスト)	2 通
取締役会議事録	1 通
取締役の就任承諾書	3 通
監査役の就任承諾書	1 通
代表取締役の就任承諾書	1 通
取締役の本人確認証明書	1 通
監査役の本人確認証明書	1 通
法定代理人の同意書	1 通
印鑑証明書	1 通
登記事項証明書	1 通

### 第 3 欄

【登記することができない事項】 (減点限度枠…3 点)

1. A 種類株式に取得条項を設定する件
2. 取締役 D の解任
3. A 種類株式に譲渡制限の規定を設定する件

【理由】 (減点限度枠…3 点)

1. ある種類株式について取得条項を設定する場合, 当該種類株主全員の同意が必要となる。しかし, 本問では, A 種類株主全員の同意が得られていない。
2. D は, 取締役の権利義務を有するものであり, その地位が法律の規定により与えられた者であるため, 解任をすることはできない。
3. 取得請求権付種類株式である B 種類株式の取得の対価となっている A 種類株式について譲渡制限を設定する場合, B 種類株式の種類株主総会における, いわゆる特殊決議による決議が必要となる。しかし, 本問では, 当該 B 種類株主総会の特殊決議が得られていない。

## 自己採点基準について

自己採点は、すべて減点方式とさせていただきます。

### <原則的な自己採点基準>

1 箇所間違いにつき、「-1 点」ずつしていってください。記載すべきでないものを記載した場合も「-1 点」として下さい。

### <登記すべき事項について>

役員等の変更の採点基準については、講義中に示します。

問題文に指示されている斜線の引き忘れ等は、「-1 点」として下さい。

### <添付書面について>

通数間違い、書面の名称の間違いともに、1 箇所間違えるごとに「-1 点」として下さい。

### <登記することができない事項について>

解答中に下線の引いてある部分の間違い 1 箇所につき、「-1 点」として下さい。(この下線は、あくまで自己採点するための下線ですから、くれぐれも本試験では下線を引かないでください。)

また、各解答欄には、「減点限度枠」というものが設定してあります。各解答欄については、減点限度枠の範囲内で減点していってください。

※ 自己採点基準に関する個別のご質問は、果てしない議論を生みますので、一切お答えしないこととさせていただきます。

## <役員等の変更関連>

### 論点 1 役員等の変更（解答第 2 欄及び第 3 欄）

#### 解説

#### <第 1 欄について>

##### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

##### (1) 平成 30 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の議事録について

平成 30 年 6 月 27 日開催の定時株主総会及び取締役会終了の時点で必要となる登記は、すでになされている（答案作成に当たっての注意事項 5）。

この議事録から分かることは、以下の通りである。

- ・ B 種類株式にのみ株式の譲渡制限の規定が設定されている（公開会社である。）。
- ・ 取締役会設置会社（取締役の最低員数が 3 名）、監査役設置会社（監査役の最低員数が 1 名）、会計監査人設置会社である。
- ・ 平成 30 年 6 月 27 日に A 種類株式について、株式の譲渡制限に関する規定が撤廃されたため、取締役 A, B, C, D 及び監査役 E の任期が満了している（もっとも、法令で定めた取締役及び監査役の員数に欠けることとなるため、これらの者についての退任の登記を申請することはできず、取締役 A, B, C, D 及び監査役 E は取締役又は監査役の権利義務を有する者となっている。）。

#### 会社法 332 条（取締役の任期）

Ⅶ …、次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

- ③ その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社がするものを除く。）

#### 会社法 336 条（監査役の任期）

Ⅳ …、次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

- ④ その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

#### 会社法 346 条（役員等に欠員を生じた場合の措置）

I 役員…が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

- ・平成 30 年 6 月 27 日開催の取締役会において、代表取締役 B を選定する旨の決議がなされ、満場一致をもって承認可決がなされている（別紙 3 第 1 号議案）。また、B の就任承諾もなされている（答案作成に当たっての注意事項 6）。

取締役の権利義務を有する者を代表取締役に選定することができる（昭 39. 10. 3 民甲 3197）。

## （2）D について

平成 31 年 5 月 15 日、臨時株主総会において、取締役 D が解任された（別紙 4 第 2 号議案）。もっとも、D は取締役の権利義務を有する者であるため、解任することはできない。

役員の権利義務を有する者は、その地位が法律の規定により与えられた者であるため、辞任することができず、また、株主総会の決議により解任することもできない（昭 35. 10. 20 民 4. 197 等）。

## 第 3 欄

ア 登記することができない事項
<b>1. 取締役 D の解任</b>
イ 理由
<b>1. D は、取締役の権利義務を有するものであり、その地位が法律の規定により与えられた者であるため、解任をすることはできない。</b>

## <第 2 欄について>

### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

#### (1) 取締役及び監査役について

平成 31 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、B が取締役として再度選任され、G、H が取締役に選任されている。

また、被選任者は、同日、就任を承諾している（答案作成に当たっての注意事項 6）。

なお、G は未成年者であるが（別紙 9 聴取記録 1）、18 歳という意思能力の認められる年齢であるので、法定代理人の同意を得て取締役に就任することができる。

意思能力のある未成年者が、取締役及び代表取締役に就任することは差し支えない。この場合、就任に対する法定代理人の同意をもって未成年者に対する営業許可（民法 6 条）とみる。

そして、H は、刑法上の傷害罪を犯し懲役に処せられ、現在、執行猶予中である（別紙 9 聴取記録 1）。

会社法に關係する一定の罪以外の罪を犯し、刑の執行猶予中の者は、取締役の欠格事由に当たらない。

#### 会社法 331 条

I 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- ③ 会社法に關係する一定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

従って、B、G、H は、いずれも取締役に就任することができる。

また、平成 31 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、I が監査役として選任されており、同日、就任を承諾している（答案作成に当たっての注意事項 6）。

従って、I は監査役に就任することができる。

そして、B、G、H の取締役及び I の監査役の就任に伴い、3 名以上の取締役及び 1 名以上の監査役という法定の最低員数を満たすことになるため、A、B、C、D についての取締役の権利義務及び E についての監査役の権利義務が解消する。

以上より、取締役A, B, C, D及び監査役Eの退任による変更の登記, そして, B, G, Hの取締役の就任による変更の登記, Iの監査役の就任による変更の登記を申請する。

※Bについては, 平成30年6月27日退任, 平成31年6月27日就任ということになるので, 重任と登記することにならないことに注意。

### (2) 代表取締役B, 代表取締役Gについて

平成31年6月27日, 代表取締役Bは, 前提資格としての権利義務取締役の地位を失っているため, 代表取締役としても退任する。

平成31年6月27日, 取締役会の決議によって, Gが代表取締役に選定されている(別紙6第1号議案)。また, 被選任者は, 同日, 就任を承諾している(答案作成に当たっての注意事項6)。なお, Gは未成年者であるが, 18歳という意思能力の認められる年齢であるので, 法定代理人の同意を得て代表取締役に就任することができる。

以上より, 代表取締役Bの退任による変更の登記, Gの代表取締役就任による変更の登記を申請する。

### (3) 会計監査人F 監査法人について

平成30年6月27日に会計監査人に選任された会計監査人F 監査法人は, 平成31年6月27日に任期が満了する。

そして, 平成31年6月27日開催の定時株主総会において, 会計監査人について別段の決議はなされていないため(別紙5, 別紙9聴取記録1), 会計監査人F 監査法人は, 同日, 再任されたものとみなされる。

#### 会社法 338 条 (会計監査人の任期)

- I 会計監査人の任期は, 選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- II 会計監査人は, 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは, 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

以上より, 会計監査人F 監査法人の重任の登記を申請する。

## 2. 登記手続

### ①登記の事由

「取締役, 代表取締役, 監査役及び会計監査人の変更」と記載する。

### ②登記すべき事項



「平成 31 年 6 月 27 日重任

会計監査人 F 監査法人

平成 31 年 6 月 27 日就任

取締役 B, 取締役 G, 取締役 H

東京都中央区中央四丁目 4 番 4 号

代表取締役 G

監査役 I

平成 30 年 6 月 27 日退任

取締役 A, 取締役 B, 取締役 C, 取締役 D

監査役 E

平成 31 年 6 月 27 日退任

代表取締役 B」と記載する。

※ 取締役 A, B, C, D の退任年月日は、過去における任期満了の日である「平成 30 年 6 月 27 日」となる。

※ 取締役 B の退任年月日は、「平成 30 年 6 月 27 日」、代表取締役 B の退任年月日は「平成 31 年 6 月 27 日」となることに注意。

取締役の権利義務を有する者について退任の登記をするときは、その退任年月日は、過去における任期満了又は辞任の日となる。

取締役の権利義務を有する者を代表取締役に選定した場合、この者が、その後、取締役の権利義務承継者の地位を失った場合、取締役としては本来の任期満了（辞任）の日を、代表取締役としては取締役の権利義務承継者の地位を失った日をそれぞれ退任の日とする。

### ③登録免許税

「役員等変更分 金 3 万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請 1 件につき金 3 万円（資本金の額が 1 億円以下の会社については、1 万円）となる（登免法別表 1. 24 (1) カ）。

### ④添付書面及び通数

ア。「株主総会議事録」2 通及び「株主リスト」1 通を添付する。

取締役及び監査役の選任決議があったこと及び会計監査人の退任（重任）を証するため、平成 31 年 6 月 27 日付の株主総会議事録を添付する。また、取締役及び監査役

の権利義務を有する者につき、過去における任期満了を証するため平成 30 年 6 月 27 日付の株主総会議事録を添付する。

商登法 46 条（添付書面の通則）

II 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

- イ. 「取締役の就任承諾書」3 通を添付する。
- 「監査役の就任承諾書」1 通を添付する。
- 「代表取締役の就任承諾書」1 通を添付する。
- 「取締役の本人確認証明書」1 通を添付する。
- 「監査役の本人確認証明書」1 通を添付する。

※本問では、B が取締役として再任される場合に当たるので、B の本人確認証明書は添付することを要しない。もっとも、新たに選任された取締役 H 及び監査役 I については再任される場合に当たらず、商業登記規則 61 条 4 項 5 項 6 項に基づく印鑑証明書を提供しないため、本人確認証明書を添付することを要する。なお、G は新たに取締役に選任されているが、代表取締役に選任され、代表取締役の就任承諾書に押印した印鑑につき、印鑑証明書を添付しなければならないため、本人確認証明書の添付を要しない（商登規 61 条 7 項、4 項、5 項）。

商登法 54 条（取締役等の変更の登記）

I 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

※ただし、被選任者が席上で就任を承諾した場合は、登記申請書において「就任承諾書は株主総会議事録（取締役会議事録）の記載を援用する」などと記載すれば足りる。

商業登記規則 61 条（添付書面）

VII ……取締役、監査役……の就任（再任を除く）による変更の登記の申請書には、……取締役、監査役……が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第 4 項（第 5 項において読み替えて適用される場合を含む）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。

- ウ. 「種類株主総会議事録」1 通及び「株主リスト」1 通を添付する。

監査役の選任につき、拒否権付種類株式を有する B 種類株主総会の決議があったことを証明するために添付する。

エ。「取締役会議事録」1 通を添付する。

代表取締役を選定したことを証する書面として添付する。

オ。「法定代理人の同意を証する書面」1 通を添付する。

議事録に未成年の取締役就任につき法定代理人が同意した旨の記載がない限り、同意を証する書面の添付を要する（登記研究 386P. 100）。

カ。「印鑑証明書」1 通を添付する。

アフリカ商事株式会社は、取締役会設置会社であるので、代表取締役の就任承諾書に係る印鑑証明書の添付が必要となる。よって、G の印鑑証明書を添付する。

代表取締役を選定した取締役会議事録には、B の登記所届出印による押印がされていることから、これについての印鑑証明書を添付する必要はない（別紙 9 聴取記録 2）。

商登規 61 条(添付書面)

IV 設立・・・の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。

V 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、・・・「取締役」とあるのは「代表取締役又は代表執行役」とする。

VI 代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役（取締役を兼ねる者に限る。）が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

- ① 株主総会又は種類株主総会の決議によって代表取締役を定めた場合 議長及び出席した取締役が株主総会又は種類株主総会の議事録に押印した印鑑
- ② 取締役の互選によって代表取締役を定めた場合 取締役がその互選を証する書面に押印した印鑑
- ③ 取締役会の決議によって代表取締役又は代表執行役を選定した場合 出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑

※ 取締役会設置会社においては、再任を除く代表取締役の就任による変更の登記の申請書に、代表取締役の就任承諾書に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

※ 取締役会の決議によって代表取締役を定めた場合、変更前の代表取締役又は取締役を兼ねる代表執行役が登記所届出印を取締役会議事録に押印しているときを除き、取締役会議事録に押印している印鑑に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

キ. 「登記事項証明書」1通を添付する。

F 監査法人の主たる事務所の所在場所は、東京都新宿区にある(別紙8聴取記録1)。そして、アフリカ商事株式会社の本店の所在地は東京都中央区にある(別紙1)。

両登記所は、管轄が異なる(答案作成に当たっての注意事項9)ことから、F 監査法人の登記事項証明書を添付する必要がある。

ク. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証する書面として「委任状」1通を添付する。

代理人によって登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない(商登法18条)。

## ＜株式の変更関連＞

論点 2 種類株式の内容の変更（解答第 1 欄）

論点 3 株式の譲渡制限に関する規定の変更（解答第 3 欄）

### 解 説

#### ＜第 1 欄について＞

##### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

##### （1）拒否権付種類株式の設定について

##### ア. 決議機関・決議要件

平成 31 年 5 月 15 日開催の臨時株主総会において、B 種類株式に関する剰余金の配当に関する定めを廃止し、B 種類株式を拒否権付種類株式とする旨を加える定款の変更の決議が行われている。また、定款附則において、この定款変更の効力発生日は平成 31 年 5 月 28 日とされている（別紙 4 第 1 号議案）。

会社法 108 条（異なる種類の株式）

I 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。

⑧ 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

この決議は、総議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認可決されている。

##### イ. 種類株主総会の決議の要否

別紙 8 聴取記録 3 において、当該議案は、A 種類株式を有する種類株主及び B 種類株式を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとされているが、A 種類株主及び B 種類株主による種類株主総会が開かれ、それぞれ承認する旨の決議を経ている（別紙 8 聴取記録 3）。

会社法 322 条（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）

I 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使す

ることができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

① 次に掲げる事項についての定款の変更（第 111 条第 1 項又は第 2 項に規定するものを除く。）

イ 株式の種類を追加

ロ 株式の内容の変更

以上より、B 種類株式を拒否権付種類株式とする旨を加える定款の変更の決議は、平成 31 年 5 月 28 日に適法に効力を生じている。

※なお、本問の定款は、役員を選解任に関するものであるが、役員選任権付種類株式の定めではない（種類株主総会に選解任の権利までは付与していない）。仮に、役員選任権付種類株式の定款の定めを設定する定款変更決議が、公開会社である本問会社でなされた場合、登記できない事項となる。

#### <参考>役員選任権付種類株式

会社法 108 条（異なる種類の株式）

I 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第 9 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

⑨ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）又は監査役を選任すること。

## （2）取得請求権付株式の定めの設定について

### ア. 決議機関・決議要件

平成 31 年 5 月 15 日開催の臨時株主総会において、B 種類株式を取得請求権付株式とする（B 種類株主は、当会社に対し、B 種類株式の取得を請求することができる）旨の定款の変更の決議が行われている。この決議は、総議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認可決されている。また、定款附則において、この定款変更の効力発生日は平成 31 年 5 月 28 日とされている（別紙 4 第 1 号議案）。

### イ. 種類株主総会の決議の要否

別紙 8 聴取記録 3 において、当該議案は、A 種類株式を有する種類株主及び B 種類株式を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとされているが、A 種類株主及び B 種類株主による種類株主総会が開かれ、それぞれ承認する旨の決議を経ている（別紙 8 聴取記録 3）。

以上より、B種類株式を取得請求権付種類株式とする旨を加える定款の変更の決議は、平成 31 年 5 月 28 日に適法に効力を生じている。

### (3) 取得条項付株式の定めの設定について

#### ア. 決議機関・決議要件

平成 31 年 5 月 15 日開催の臨時株主総会において、A種類株式を取得条項付株式とする（A種類株式については、当会社が別に定める日に、当会社が取得することができる）旨の定款の変更の決議が行われている。この決議は、総議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認可決されている（別紙 4 第 1 号議案）。

#### イ. 種類株主総会の決議の要否

取得条項付株式となる A種類株式は、既に発行されている株式である。よって、当該定款変更を行う種類の種類株式を有する A種類株主全員の同意を要するが、本問では、A種類株主全員の同意を得られた旨の記述はない（別紙 4 及び別紙 8 聴取記録 3）。

以上より、A種類株式を取得条項付株式とする旨の定款の変更の決議は、適法な手続を経ていないことになる。

#### 会社法 111 条（定款の変更の手続の特則）

種類株式発行会社がある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 6 号に掲げる事項（取得条項付種類株式）についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

### 第 3 欄

ア 登記することができない事項
<b>2. A種類株式に取得条項を設定する件</b>
イ 理由
<b>2. ある種類株式について取得条項を設定する場合、当該種類株主全員の同意が必要となる。しかし、本問では、A種類株主全員の同意が得られていない。</b>

#### 2. 登記手続

##### ① 登記の事由

「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更」と記載する。

##### ② 登記すべき事項

「平成 31 年 5 月 28 日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

A 種類株式 1 万株

B 種類株式 6000 株

- 1 監査役の選任又は解任については、株主総会の決議のほかに B 種類株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。
- 1 B 種類株主は、当会社に対し、B 種類株式の取得を請求することができる。当会社は、当該 B 種類株式 1 株の請求に対して、当会社の A 種類株式 1 株を交付する。」と記載する。

### ③登録免許税

「登記事項変更分 金 3 万円」となる。

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ）。

### ④添付書面及び通数

- ア. 種類株式の内容の変更を証する書面として「株主総会議事録」1 通及び「株主リスト」1 通を添付する。
- イ. A 種類株主総会の決議がされたことを証する書面として「A 種類株式の種類株主総会議事録」1 通及び「株主リスト」1 通を添付する。  
また、B 種類株主総会の決議がされたことを証する書面として「B 種類株式の種類株主総会議事録」1 通及び「株主リスト」1 通を添付する。
- ウ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。



## <第 2 欄について>

### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

#### (1) A 種類株式に譲渡制限の規定を設定する件について

平成 31 年 7 月 5 日開催の臨時株主総会において、A 種類株式について株式の譲渡制限に関する規定を設定する決議が満場一致をもって承認可決された（別紙 7 第 1 号議案）。

また、譲渡制限が付される A 種類株主総会の特殊決議が適法になされた（別紙 9 聴取記録 3）。

しかし、取得請求権付種類株式である B 種類株式の取得の対価となっている A 種類株式について譲渡制限を設定する場合、B 種類株式の種類株主総会における、いわゆる特殊決議による決議が必要となるところ、本問では、当該 B 種類株主総会の特殊決議が得られていない（別紙 9 聴取記録 3 及び答案作成に当たっての注意事項 7）。

#### 会社法 309 条（株主総会の決議）

II …次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

⑩ 第 6 章から第 8 章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会（※定款変更の決議等）

#### 会社法 111 条（定款の変更の手續の特則）

II 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号〔譲渡制限株式〕…に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

① 当該種類の株式の種類株主

② 第 108 条第 2 項第 5 号ロ（取得請求権付種類株式 1 株を取得すると引換えに当該株主に対して当該株式会社他の株式を交付するとき）の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主

（以下省略）

#### 第 324 条（種類株主総会の決議）

Ⅲ 次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① 第 111 条第 2 項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

### 第 3 欄

ア 登記することができない事項
<b>3. A 種類株式に譲渡制限の規定を設定する件</b>
イ 理由
<b>3. 取得請求権付種類株式である B 種類株式の取得の対価となっている A 種類株式について譲渡制限を設定する場合、B 種類株式の種類株主総会における、いわゆる特殊決議による決議が必要となる。しかし、本問では、当該 B 種類株主総会の特殊決議が得られていない。</b>



# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）  
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F  
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335